

## やさしおベジ増しプロジェクト推進事業実施要領

### (目的)

第1条 県民の健康寿命を延伸する要因となる減塩対策として、多くの県民が利用するスーパーマーケット等の中食（そう菜や弁当等）等の減塩及び野菜の増量等の取り組みを行い、健康な食事が入手できる環境を整備することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「やさしおベジ増しプロジェクト」とは、次に掲げる内容について、県と県内に店舗を持つスーパーマーケット、百貨店、小売店および事業所内食堂、学生食堂等（以下「スーパーマーケット等」という）が協働で取り組むことをいう。

- 1 スーパーマーケット等において販売されるそう菜や弁当等（以下「そう菜等」という）について、調理に使用する調味料を減らすこと等で1食（1包装）あたりの食塩相当量を減じることや野菜を増量すること。食塩相当量および野菜増量の目安については、別記のとおりとする。
- 2 品数については規定しないが、継続的に販売すること。

### (実施内容)

第3条 「やさしおベジ増しプロジェクト」に取り組むスーパーマーケット等は、次に掲げる取り組みを実施する。

- 1 県および保健所がスーパーマーケットと協働し作成した「やさしおベジ増しプロジェクト実施企画」の内容を承諾した場合に、「やさしおベジ増しプロジェクト実施企画及び参加承諾書」（様式1）を県に提出する。
- 2 企画書に基づき、そう菜等の減塩や野菜の増量に取り組むためのレシピを作成し、試作品を完成する。
- 3 減塩や野菜の増量に取り組んだそう菜等を「やさしおベジ増しプロジェクト」の啓発ツールを活用して販売する。
- 4 県および保健所、市町村等と連携、協働し、「やさしおベジ増しプロジェクト」の広報を行う。
- 5 販売実績等により取り組みを評価する。評価時期および評価方法については、県および保健所と協議のうえ決定する。評価には取り組みの継続可否を含めるものとする。評価の結果、企画書を実行しえないときは「やさしおベジ増しプロジェクト参加辞退書」（様式2）を県に提出する。
- 6 その他、県および保健所が行う食を通じた県民の健康づくりに向けた取組に協力する。

### (確認・巡回)

第4条 県および保健所は、スーパーマーケット等へ訪問し、取組内容の確認を行う。

### (その他)

第5条 県民に「やさしおベジ増しプロジェクト」の認知浸透を図るため、また、健康的な食生活の実践につなげるため、「やさしおベジ増し宣言」を健康的な食生活の実践の代名詞として設定し、別に定める普及啓発を行う。

(附則)

この要領は、令和元年8月23日から施行する。

この要領は、令和2年9月14日から改正施行する。